

箕面市地域公共交通活性化協議会財務規程(改正案)

(趣旨)

第1条 この規程は、箕面市地域公共交通活性化協議会規約(以下「規約」という。)第18条の規定に基づき、箕面市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(予算)

第2条 協議会の予算は、箕面市からの負担金、他の団体等からの負担金、国等からの補助金、繰越金その他の金銭をもって収入とし、協議会の運営及び事業に係る経費をもって支出とする。

2 会長は、毎会計年度事業計画書及び収支予算書を調製し、年度開始前に協議会に諮るものとする。

3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

4 会長は、第2項の規定により協議会の承認を得たときは、当該事業計画書及び収支予算書の写しを速やかに箕面市長に送付しなければならない。

(予算の補正)

第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに協議会に諮るものとする。

2 前項の規定により、補正予算が協議会の承認を得たときは、前条第4項の規定を準用する。

(予算区分)

第4条 予算の科目の区分は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

2 当該年度において、臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める科目以外の科目を定めることができる。

(予算の流用及び予備費の充当)

第5条 支出に係る予算の流用及び予備費の充当は、箕面市の例によるものとする。

2 会長は、前項の規定により予算の流用又は予備費の充当をしたときは、直後の協議会の会議において、これを報告しなければならない。

(出納及び現金等の保管)

第6条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、会長が定める銀行その他の金融機関に、これを預け入れなければならない。

(協議会出納員)

第7条 会長は、事務局長及び事務局員に協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、会長が行う会計事務以外の会計事務をつかさどり、適正に処理し

なければならない。

(収入及び支出の手続)

第8条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、箕面市の例により行うものとする。

2 協議会出納員は、予算整理簿その他必要な簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、事業報告書及び収支計算書を調製し、協議会の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るに当たっては、規約第9条の規定に定められた監事の監査を受け、その結果を添えなければならない。

3 会長は、第1項の規定により協議会の承認を得たときは、当該事業報告書及び収支計算書の写しを速やかに箕面市長に送付しなければならない。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年3月18日から施行する。ただし、協議会の設立初年度の予算については、第2条第2項中「年度開始前に」とあるのは「第2回の」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、平成22年2月 日から施行する。

別表第1(第4条関係)

収入

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入

別表第2(第4条関係)

支出

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費